

令和7年3月

お客さま各位

静清信用金庫

各種規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、令和7年4月23日(水)に、各種規定を下記のとおり改定いたします。

記

◆改定する規定

- ・[「静清信用金庫公式アプリ せいしん」利用規約](#)

※改定の内容につきましては、別紙の新旧対照表をご覧ください。

- ・[「静清信用金庫 通帳レス口座」に関する特約](#)

※改定の内容につきましては、別紙の新旧対照表をご覧ください。

以上



「静清信用金庫公式アプリ せいしん」利用規約新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 【サービス内容等】</p> <p>1. 預金残高照会、取引明細照会機能 本サービスでは、当金庫所定の手続きでご登録した<u>普通預金</u>口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の50件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の<u>普通預金</u>口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。</p> <p>2. 保有資産照会機能 本アプリでは、登録されている<u>普通預金</u>口座と同一店舗・同一顧客番号の保有資産（預金・債券・生命保険）を表示します。アプリに登録されていない店舗の資産は表示されません。 ただし、債券と生命保険については、1営業日前の資産情報を表示します。</p> <p>3. 各種申込機能 (1)～(4) (略) (5) 住所・電話番号変更 本アプリに登録した<u>普通預金</u>口座に紐づくお客さまの住所・電話番号・勤務先情報について、変更の届け出ができます。 (6) 喪失届（通帳・キャッシュカード） 本アプリに登録した<u>普通預金</u>口座の通帳・キャッシュカードの紛失時に届け出ができます。アプリの取扱時間内に届け出を行った場合は、届出内容に応じて、通帳・キャッシュカードの出金取引を停止します。なお、通帳レス口座については、通帳紛失の届け出はできません。</p> <p>4. 通帳レス機能 本アプリで<u>は</u>、登録した<u>普通預金</u>口座を紙の通帳を利用しない通帳レス口座に変更することができます。お客さまは「通帳レス」口座への変更日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、通帳レス口座への変更後は紙の通帳は使用できません。</p> <p>5. 定期預金取引 本アプリでは、<u>登録されている普通預金口座と同一店舗・同一顧客番号で保有する全ての定期預金の明細をご確認いただけるほか</u>、登録した通帳レス口座を総合口座として、定期預金口座開設、新約及び預入、解約等の当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 【サービス内容等】</p> <p>1. 預金残高照会、取引明細照会機能 本サービスでは、当金庫所定の手続きでご登録した口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の50件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。</p> <p>2. 保有資産照会機能 本アプリでは、登録されている口座と同一店舗・同一顧客番号の保有資産（預金・債券・生命保険）を表示します。アプリに登録されていない店舗の資産は表示されません。 ただし、債券と生命保険については、1営業日前の資産情報を表示します。</p> <p>3. 各種申込機能 (1)～(4) (略) (5) 住所・電話番号変更 本アプリに登録した口座に紐づくお客さまの住所・電話番号・勤務先情報について、変更の届け出ができます。 (6) 喪失届（通帳・キャッシュカード） 本アプリに登録した口座の通帳・キャッシュカードの紛失時に届け出ができます。アプリの取扱時間内に届け出を行った場合は、届出内容に応じて、通帳・キャッシュカードの出金取引を停止します。なお、通帳レス口座については、通帳紛失の届け出はできません。</p> <p>4. 通帳レス機能 本アプリで登録した口座を紙の通帳を利用しない通帳レス口座に変更することができます。お客さまは「通帳レス」口座への変更日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、通帳レス口座への変更後は紙の通帳は使用できません。</p> <p>5. 定期預金取引 本アプリで登録した通帳レス口座を総合口座として、定期預金口座開設、新約及び預入、解約等の当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。</p>

新	旧
<p><u>6. 定期積金取引</u> <u>本アプリでは、登録されている普通預金口座と同一店舗・同一顧客番号で保有する全ての定期積金の明細をご確認いただけるほか、当金庫の定めに応じて定期積金口座の新約、口座振替等による掛け込みの設定を行うことができます。</u></p> <p><u>7. 明細情報の通知機能</u> (略)</p> <p><u>8. プッシュ通知機能</u> (略)</p> <p><u>9. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク</u> (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第6条【注意事項】 1～3 (略)</p> <p>4. メイン口座 同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する普通預金口座）として利用することはできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている普通預金口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンではご利用できなくなります。 (以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(追加)</p> <p><u>6. 明細情報の通知機能</u> (略)</p> <p><u>7. プッシュ通知機能</u> (略)</p> <p><u>8. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク</u> (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第6条【注意事項】 1～3 (略)</p> <p>4. メイン口座 同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する口座）として利用することはできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンではご利用できなくなります。 (以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

「静清信用金庫 通帳レス口座」に関する特約新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p>①預金共通規定 ②総合口座取引規定 ③普通預金規定 ④自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 <u>⑤定期積金規定</u></p> <p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) 窓口における<u>普通</u>預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する<u>普通</u>預金口座（以下「有通帳口座」という）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。 ※「静清信用金庫公式アプリ せいしん」（以下、「本アプリ」という）における<u>普通</u>預金口座の開設にあたっては一律、通帳レス口座となります。</p> <p>(2) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて本アプリの利用により入出金明細を確認いただく<u>普通</u>預金口座をいいます。</p> <p>(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる<u>普通</u>預金口座の登録を必須とします。</p> <p>3. (通帳レス口座の利用範囲)</p> <p>通帳レス口座は、原則、ATMまたはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金、<u>定期積金の入金</u>等）はご利用いただけません。</p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>8. (店頭での預金の払戻し等) (略)</p> <p>(2) <u>当金庫は</u>、前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が</p>	<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p>①預金共通規定 ②総合口座取引規定 ③普通預金規定 ④自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 <i>(追加)</i></p> <p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) 窓口における預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。 ※「静清信用金庫公式アプリ せいしん」（以下、「本アプリ」という）における預金口座の開設にあたっては一律、通帳レス口座となります。</p> <p>(2) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて本アプリの利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</p> <p>(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる預金口座の登録を必須とします。</p> <p>3. (通帳レス口座の利用範囲)</p> <p>通帳レス口座は、原則、ATMまたはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。</p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>8. (店頭での預金の払戻し等) (略)</p> <p>(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認</p>

新	旧
<p>必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。</p> <p>9. (本アプリによる定期預金取引に関する注意事項)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により通帳の記載に代えることがあります。</u></p> <p>(3) <u>本アプリにて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。</u></p> <p>(4) <u>本アプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座(普通預金)へ振り替えます。</u></p> <p>(5) <u>定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</u></p> <p><u>10. (本アプリによる定期積金取引に関する注意事項)</u></p> <p>(1) <u>本アプリにより当金庫所定の定期積金取引を行うことができます。定期積金の新約については、同一名義で、本アプリに普通預金口座(通帳レス口座を含む。)をご登録いただいた場合のみ、受け付けます(以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という)。</u></p> <p>(2) <u>本アプリを利用した定期積金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。</u></p> <p>(3) <u>毎月の掛込金については、原則、登録普通預金口座から振り替えます。また、満期日に、原則、掛込金振替元の登録普通預金口座に掛金総額と給付補填金を振り替えます。</u></p> <p>(4) <u>当金庫が特に定める場合を除き、本アプリにて開設した定期積金口座のお取引店は、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。</u></p> <p>(5) <u>定期積金に関するお取引の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</u></p> <p><u>11. (通帳レス口座の解約)</u> (略)</p> <p><u>12. (特約の変更)</u> (以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。</p> <p>9. (本アプリによる定期預金取引に関する注意事項)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本アプリにて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。</p> <p>(3) 本アプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座(普通預金)へ振り替えます。</p> <p>(4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>10. (通帳レス口座の解約)</u> (略)</p> <p><u>11. (特約の変更)</u> (以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>